

自立相談支援機関の設置による生活困窮者支援

社会福祉法人 南光社会福祉事業協会

1.法人・施設の概要

◇所在地

兵庫県

◇法人設立日

昭和56年

◇法人実施事業

救護施設…1箇所

◇法人の理念・経営方針

- (1) 地域の幅広い福祉ニーズを常に注視し、住民の福祉ニーズに対応した先駆的・実験的な事業に取り組む
- (2) サービスを提供する利用者に対し、人格の尊重を図ったサービスを行いアメニティの向上を目指し、事業活動を通じてノーマライゼーションの理念に基づく福祉社会の実現に向けて努力していく
- (3) 地域社会に積極的に溶け込む努力と、開かれた施設を心掛ける
- (4) 役職員は事業の内容、利用者の支援内容について実情の把握と研究を怠らず、役職員の資質向上、援助の向上に意を配っていく
- (5) 社会福祉事業の公共性を認識し、適切な情報公開に努める

◇施設名

南光園

◇施設種別及び利用定員

救護施設（定員：70名）

2.活動内容

◇活動テーマ

地域サポートセンター…地域サポートセンターを独自で立上げ、地域の潜在的な福祉ニーズを把握することを狙いとする。相談支援に主体をおき、救護施設事業でサポートできるケースについては積極的なサポートを行い、救護施設でサポート困難なケースに対しては、他法・他機関との連携の下で、生活基盤の安定を図ることを目的として実施。

◇活動開始年

平成26年4月

◇活動の対象者

地域で生活する生活困窮者(経済的困窮、社会的孤立(ひきこもり等))等、本来福祉サービスが必要であるにも関わらず、利用していない方。



南光園地域サポートセンター

◇活動実施の背景、実施に至った理由

昭和56年に救護施設を開設。高齢過疎

化が急速に進む地域性もあり、救護施設が地域の社会資源であるとの認識の下で、地域との関係構築を重視して事業を実施してきた。施設開設当初50名定員で事業を実施してきたが、施設利用希望者の増加に伴い平成15年に定員70名に増員し現在に至っている。近年、社会福祉法人の地域貢献がより大きくクローズアップされる中、当法人・施設を活用した地域における公益的な取り組みが如何に出来るかを法人のビジョンとして掲げ検討を重ねてきた。また、全国救護施設協議会においても平成25年に「救護施設が取り組む生活困窮者の行動指針」を明示し、救護施設が今まで果たしてきた機能・役割を踏まえ、多面的に地域貢献を行うことを表明している。

そのような状況を踏まえ、先ずは地域の潜在的な福祉ニーズを把握し、一人一人が地域で生活する上での、課題・問題の解決を後方支援することを目的として実施に至った。

◇実施内容

- ・社会福祉法人南光社会福祉事業協会が運営する第1種社会福祉事業「救護施設南光園」の社会貢献・地域貢献事業として行う。
- ・生活困窮者をはじめとする地域住民の福祉に関するニーズと、サービス内容や行政区分を超えて社会資源に結びつけることにより、地域福祉の向上に貢献する。その実績を基に、法人の持てる資源を活用し、中間的就労、パーソナルサポート等、新たな事業展開を考える。

相談支援事業

- ①地域の生活困窮者をはじめとする、福祉サービスを必要とする様々な人の相談を

受け付ける。待っているのではなく、アウトリーチを行うことで埋もれているニーズを掘り起こす。

- ②「排除しない」支援の実践、制度の隙間のない支援の実現のために、相談の対象者を限定しない。
- ③受けた相談内容を基に、ニーズの評価を行い、適合するサービスを検討し、相談者とサービスの仲立ちを行う。相談者の主体性を尊重し、その後モニタリングにより、必要に応じ新たなサービスとの仲立ちを行い、相談内容の充足を目指す。

○社会資源の情報の収集と整理

相談内容に最も適した福祉サービスを見つけるため、より多くの情報を自らの目で確かめ、活用しやすいように整理する。

○新たな社会資源の創造

相談内容に対し、適合するサービスが必ずあるとは限らないので、既存の社会資源が持つ潜在能力を引き出したり、社会資源同士を結びつけたりすることで、新たなサービスを創り出していく。

<対応職員>

- ・救護施設南光園に所属する、管理者、指導員、相談員、看護師、栄養士

◇活動の効果

現在のところ相談件数は3件であり、まだまだ地域に十分に啓発できているとは言えない。相談内容は、病気・健康・障害(アルコール問題)が2件…当施設が実施している断酒会に参加したり、外部の断酒会への参加を奨励している。

また、地域との関係、社会参加、仕事上の不安、トラブルが1件…病院、福祉事務所と連携を行い、他救護施設への入所とな

り、現在心身の安定を図っている。

◇今後の展開

平成27年4月より、生活困窮者自立支援法(以下、同法という。)が施行されることに伴い、更に地域内における経済的な困窮のみならず、引きこもり等社会的孤立といった方々の支援がより求められるようになる。

- 公益事業として位置付けられる同法の事業への参画を含め、多面的な支援を行うことが社会福祉法人の公益性を更に押し進めることになると考えられる。
- そのためには、当法人単独でなく地域内の社会福祉法人や NPO 法人等とのネットワーク化を図り、地域内において隙間のない支援体制を構築することが重要課題となるだろう。
- 既に、数箇所の関係機関とネットワークは築いているが、更に横断的なネットワークが構築できる仕掛けを考えているところである。